

林業施設整備等利子助成事業（借換資金）

コロナ過におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者の方が、**全国木材協同組合連合会**による「**利子助成**」と（独）**農林漁業信用基金**による「**債務保証**」を受けることを条件に、林業経営の維持安定を図るために必要な借換資金を民間融資機関から借り入れることができます。

ご利用条件等	
対象者	対象者は次の①～③の要件をすべて満たす林業者の皆さんです。 ① 林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けている者若しくは育成経営体として都道府県に選定されている者 ② 林業所得が過半を占める者（個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。） ③ コロナ過におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者
対象資金	独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を受けた経営の維持安定に必要な借換資金 ただし、以下の資金は、借換の対象になりません。 ・株式会社日本政策金融公庫資金又は沖縄振興開発金融公庫が融通する資金 ・林業・木材産業改善資金・木材産業等高度化推進資金 ・国の補助金を財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金 ・返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の債務のうち新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行日より前に生じた期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務
金融機関	民間金融機関（銀行、信用金庫、農業協同組合・同連合会、信用協同組合、農林中央金庫）
貸付限度額	3億円又は林業経営の維持安定を目的とした借換資金のいずれか低い額
利子助成期間	最長5年間（ただし、償還終了時まで）
利子助成率	最大2％（対象資金の貸付利率が、既往債務の借入金の利率以下かつ年2％以下の場合が対象）

手続きの流れ	
1	資金の借入の相談・申込 申請者は、民間金融機関に借換資金の相談・借入れの申込を行います。((独)農林漁業信用基金への債務保証の相談・申込は民間金融機関から行われます。)
2	申請書の提出 申請者は、借入の申込みと併せて、全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）へ直接申請書を提出します。【別記様式第1号の3】 添付資料：民間金融機関に提出した書類一式の写し（借入申込と債務保証にかかるもの） 全木協連は、申請者に申請書を受理したことを通知をします。（資金の借入より遅くなる場合があります。）・・・・・・【別記様式第2号の3】
3	資金の借入れ 申請者は、民間金融機関から借換資金を借り入れます。 申請者は、金銭消費貸借契約書や債務保証契約書等の写しを全木協連に提出します。・・・・・・【別記様式第2号の3 別添】 注：様式は、ダウンロードした様式に受付番号を記載して使用して下さい。 添付資料：金銭消費貸借契約書の写し、償還年次表の写し及び債務保証契約書の写し
4	助成決定の通知 全木協連は、申請者に助成決定の通知をします。・・・・・・【別記様式第2号の1】
5	助成金の請求・支払い 申請者は、全木協連に事業実施報告書を提出します。・・・・・・【別記様式第4号】 全木協連は、民間融資機関への利息振込の証明書を確認して、助成金を指定された口座に振り込みます。

※ 上記事務手続きの内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会までお問い合わせ下さい。
借換資金の借入には審査があります。お近くの民間金融機関にお問い合わせください。
その他、債務保証については、（独）農林漁業信用基金（03-3294-5585）までお問い合わせください。

全国木材協同組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町2-5番地 全国町村議員会館6階
TEL：03-6261-9138
http://www.Zenmokukyo.jp/